

開 会

○国土計画局総務課長 ただいま定刻になりましたので、これから開会をさせていただきます。

私は本日の司会を務めさせていただきます国土計画局総務課長の石井でございます。本日は、お忙しい中足をお運びいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、本日の会議の公開についてご説明させていただきます。

国土審議会運営規則により、会議は原則として公開するとされておりますので、本日の会議も一般の方々に傍聴をいただいております。この点につきまして、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

なお、本日は衆議院の解散等もございまして、出席委員の方々が9名と、藤原先生はご出席ということで伺っておりますので、後ほどお見えになると思っておりますが、定足数を割っております。このことをまず最初にご報告をいたします。

それでは、以降の議事進行につきまして、秋山会長をお願い申し上げます。

○秋山会長 それでは、第7回国土審議会を開催させていただきます。

議事に先立ちまして、三沢国土交通審議官よりご挨拶をお願いいたします。

○三沢国土交通審議官 国土交通審議官の三沢でございます。

本日は、秋山会長を始め委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、また、暑い中をご出席いただきまして、大変ありがとうございます。また、日頃から国土交通行政につきましているろいろな形でご指導、ご尽力を賜っておりまして、この場を借りまして厚く御礼を申し述べさせていただきますと思います。

さて、我が国の国土政策の根幹となる法律として国土総合開発法がございましたが、これにつきましては、今国会と申しますか、もう既に前国会で抜本的な改正がなされまして、国土形成計画法と名前を変えまして、去る7月29日に公布されております。これの内容といたしましては、地方分権とか、あるいは国の内外との連携にこれから対応しなければいけない。そういう中で国土の質的な向上、あるいはその国民生活の安全・安心・安定と、こういったことを実現していくような、成熟社会にふさわしい国土のビジョンを提示するための新たな仕組みを整えるということで改正されたものでございます。

これから人口減少社会を迎えるといわれておりますが、その中で国民の不安感、不透明感があるようございまして、そういう中で国土政策という観点からもいろいろな課題に対しまして、きちんとした処方箋を示し、国民が安心できるような国土の将来像、あるいは豊かでゆとりのある国民生活のあるべき姿を示しているということで、そういう内容の国土形成計画を早急に策定する必要があると私もは考えている次第でございます。

本日は、そういう国土形成計画を策定していくための必要な改正の整備等についてご議論をいただきたいと考えております。委員の皆様方におかれましては、今回の国土審議会を、この法改正を踏まえまして新たな契機ということで、いわば従来の全総の延長ではない新しい国土形成計画の策定に向けまして、ぜひ今後ともご忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私のご挨拶とさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中ありがとうございます。

○秋山会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

お手元の議事次第をご覧くださいと思います。本日の議題は「（１）国土計画制度の改正について」、「（２）今後の国土政策の方向と主要な課題に係る論点について」、「（３）国土形成計画の策定について」、「（４）神奈川県三浦市小網代地区における首都圏近郊緑地保全区域の指定について」、「（５）半島振興対策部会の設置について」、以上の５つでございます。

なお、本日は、国土審議会を開催するための定足数を満たしておりませんので、今回の会議は懇談会として扱わせていただきたいと思います。したがって、調査審議を行なう予定でございました議題（３）、議題（４）、議題（５）につきましては、今回の議決を見送らせていただきたいと思います。

では、初めに議題「（１）国土計画制度の改正について」事務局からご報告をお願いいたします。

○大臣官房参事官 参事官をしております栗田と申します。よろしくお願いいたします。

国土交通審議官からございましたように、国土計画の背景の根拠となっております従前の国土総合開発法につきまして、先の通常国会におきまして法律を改めさせていただきました。その間、本審議会あるいは部会等のご指導をいただきながら、調査審議をいただきながら作業を進めてまいったところでございます。そのご報告が本日になりましたことをまずお詫びを申し上げまして、説明に入らせていただきたいと思います。

資料１－１から１－５までございますが、４、５は法律全文、あるいは従前の法律との新旧対照表でございます。資料１－１から１－３までを用いましてご説明をさせていただきますと思います。

まず、資料１－１でございます。カラーになっておりますペーパーでございます。「総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律」ということでございます。従前の法律の名称が国土総合開発法ということでございます。法律の形式は従前の国土総合開発法を改正するというところでございますが、法律の名称から改正をいたしました。既に成立いたしましたので、今では国土形成計画法となっているところでございます。

枠の中にありますとおり、社会経済情勢の変化に対応するために国土総合開発計画につきまして、計画の名称を国土形成計画に改めまして、計画事項の拡充、提案制度、あるいは二層の計画ということで、広域地方計画の創設等の仕組みの変更を行なったところでございます。

大きな変更点として２つこのペーパーでご説明申し上げます。１つは、計画をつくり出す仕組みの問題ということで、上半分にありますようなことでございます。「国と地方の協働によるビジョンづくり」とご説明しておりますが、従前の全国総合開発計画、左に青で書いております。このところ、全国計画のみ、また、従前の内閣総理大臣が作成するというので、国主導の作成という形で、意見の反映措置は法律上はなかったということでございます。

新たな制度の下では、国土形成計画と名称自体を改めまして、全国計画と広域地方計画の二層建ての計画体系とさせていただきました。全国計画では、国による明確な国土及び

国民生活についてビジョンを提示する。その中で国の責務を明らかにしていくというところでございます。広域地方計画は、ブロック単位で国と都府県等が連携をしまして作成作業を進めていきます。その下の白い枠に書いてございますとおり、後ほどご説明申し上げますが、新たな広域地方計画協議会という、そのための実務的な組織も法律上明記したところでございます。また、いろいろな主体に計画策定プロセスから参画をしていただくということで、その下の青地のところでありますけれども、地方公共団体から国への計画提案制度、それから、国民の意見を反映させる仕組み、これはパブリックインボルブメントをイメージしておりますが、全国計画・地方計画いずれにつきましても、このような措置を法定させていただきました。

もう一つの大きな変更点が思想にわたる部分ですが、開発中心からの転換ということでございます。従前、左の青い縦長の楕円のところで、「開発」基調量的拡大ということが一つの思想の骨組みだったと思います。今後、社会経済情勢が今のような下で、成熟社会型の計画にしていくということで、例えば景観、環境といったようなこと、有限の資源の利用・保全、あるいは諸々の資本が積み重なってきたフローの拡大に加え、ストックを活用していく。あるいは海洋利用・国際協調を意識していく。あるいは国民生活の安全・安心・安定、あるいは地域の自立的発展、こういった内容に計画自体の理念を転換していくということで、法律上、計画の理念を改めて定め、それから計画事項についても拡充を行なったというところでございます。

大きな計画体系の枠組み、思想上の変更点、以上でございますが、若干各条項に沿って、という形で近いご説明を資料1-2によりましてさせていただきたいと存じます。

まず、法律の題名あるいは計画の名称というところが1番にございますとおり、「国土形成計画法」と「国土形成計画」というように改めております。

それから2番で、国土形成計画をご説明しております。最初の行にありますように、国土の利用、整備及び保全のための総合的な計画を国土形成計画と呼んでおります。従前の全国開発計画のときには、この国土の利用、整備の下にアンダーラインが入っておりますが、ここが開発という表現になっております。利用・開発・保全から、利用・整備・保全ということで、開発中心からの転換ということの一つのあらわれを法律上もはっきりさせているというところでございます。

この下に①から⑧までありますのは、法律上定めております計画事項であります。「②海域の利用及び保全」、それから⑧の国土における良好な環境の創出あるいは良好な景観の形成というところが、明示的に従前の法律には計画事項として措置されておらなかった拡充部分でございます。

それから3番には、「国土形成計画の基本理念」を書いております。従前の計画は、このような理念自体を計画の内容に委ねておりました。今回、法律上、この基本理念を明らかにするというので、①～④に書かせていただいております。1つは、自立的に発展する地域社会、2つ目は、国際競争力の強化、あるいは科学技術の振興による活力ある経済社会、3つ目が、安全が確保された国民生活、4つ目が、地球環境の保全にも寄与する豊かな環境、こういった基本理念を法律上も新たに明らかにさせていただいたというところでございます。

4番が「全国計画」を記載しております。(1)の「計画内容」は、ご覧いただきます

とおり、基本的な方針・目標、そのための基本施策ということでもあります。（２）の「作成手続」でございます。国土交通大臣が計画の案を作成して、閣議の決定を求めることにしておりますけれども、それに際しまして、国民の意見を反映させるために必要な措置を講じる。いわゆるP Iを法律上義務付けております。関係行政機関の長に、都道府県・政令市の意見、あるいは本審議会で調査審議というようなところも、引き続いて手続として措置をさせていただいておるところでございます。

それから２ページ目に入りまして、５番「全国計画に係る政策の評価」が、政策評価法が整備されたことに伴いまして、この計画についても、一定期間ごとにレビューをすることを法律上義務付けております。

６番「全国計画に係る提案等」でございますが、都道府県・政令市は、全国計画あるいはその変更の際の案につきまして、国土交通大臣に提案するというところで、これも新たな多様な主体の参画を誘っていくための措置ということでございます。

７番から１０番までが広域地方計画に関します事項を掲げております。まず、広域地方計画の区域でございますが、首都圏などの３県、その他任意上の都府県の区域であって、一体性のある地域、これをブロックとして政令で定めるという枠組みにしております。この圏域の設定自体、その下の※印にありますとおり、全国について、多くとも１０程度と従前これまでご説明を申し上げてまいりました。この圏域の設定自体、いろいろなご審議を仰ぎたいと考えておるところでございます。

８番「広域地方計画」の計画内容は、全国計画を地方版に置き直した中身というような法律の書き方にしております。「作成手続」全国計画と同様に国民の意見を反映させるための措置を講じます。

また、広域地方計画協議会が９番に出てまいりますけれども、９番の１つ目の「・」の２行目にありますように、ブロックごとに国の地方支分部局、関係都府県、関係政令市、さらにその下の行にありますように、区域内の市町村や隣接区域の隣接公共団体、地元経済界、その他関係者で協議会を組織いただきまして、最終的に、計画決定主体であります国土交通大臣が決定に至る過程で、この広域地方計画協議会における協議を経ていただくという建て組みにしております。ここで相当実質的な議論が行なわれることを期待しておるところでございます。

１０番「広域地方計画に係る提案等」につきましても、全国計画と同様の措置を講じたところでございます。

その他、その下に関係法令の改正、あるいは整備を行なったところでございます。

以上の内容もちまして、資料１－３で、先の国会の審議経過をご説明申し上げます。以上の内容の法案、この３月１日に国会に提出をさせていただいたところでございます。５月１７日の衆議院本会議におきます趣旨説明を皮切りといたしまして、１８日から６月１０日まで前後４回、衆議院の国土交通委員会におきましてご審議を頂戴したところでございます。その間、５月１９日には、参考人質疑ということで、本審議会の森地委員からご意見をご陳述いただいたところでございます。そういった過程を経まして、６月１０日に衆議院の国土交通委員会におきまして可決をいただきました。６月１４日本会議で可決ということでございます。若干国会の日程上のインターバルを経まして７月８日から参議院におきましてのご審議を賜りました。参議院におきましても、国土交通委員会

前後4回のご審議をいただきまして、最終的に7月22日に本会議で可決をいただきまして、成立を見たということでございます。既に法律自身は、7月29日に公布をされたところでございます。現在、できるだけ早期の施行を目指しまして、関係政令の作成準備にかかっているところでございます。

以上、国土形成計画制度の新たな建て組みにつきましてのご報告とさせていただきます。

○秋山会長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、8月9日に開催いたしました調査改革部会での議論を経まして、事務局によりとりまとめました「今後の国土政策の方向と主要な課題に係る論点について」事務局からご説明をお願いいたします。

○国土計画局総合計画課長 総合計画課長の野田でございます。よろしくお願いいたします。

調査改革部会の任務といたしまして、ただいまご説明申し上げました計画制度の改革、もう一点のほうは国土政策の基本的な方向について議論するというところでございまして、調査改革部会の議論を踏まえまして、事務局で資料2をとりまとめさせていただいております。これについてご説明を申し上げます。

まず、第1点といたしまして、「国土計画の今日的意義と役割」という点でございますけれども、これもご議論をいただきまして、1つ目の「・」にございますような、長期性・空間性、分野横断性、合意形成、そういった意義があるのではないかということのほか、その下に続いておりますような多様な主体、また、地域の創意・工夫を重視していく。海洋を含む国土・国土資源の再認識を行なう。さらには、持続可能性というような視点からの考え方を認識していく。さらには、非常にグローバリゼーションが進む中での関係諸国の国土計画と連携をしながら計画をつくっていくと、そういった意義について整理をさせていただきます。

2点目でございますが、「目指すべき国土の姿『国のかたち』」。これにつきましては、調査改革部会で平成16年5月に「国土の総合的点検」をおまとめいただいております。この中で「多様な地域特性に応じた、効率的な経済社会活動、豊かで安全な生活、美しく快適な環境、を実現する世界に誇れる優れた国土」と、こういったものを「国のかたち」としてとらえていくべきではないかという形でとりまとめをいたしました。

3点目に「新たな策定アプローチ」という点でございますけれども、これにつきましても、先行きが非常に不透明な部分もいろいろございます。予測が難しいということもございまして、様々な不確定要因に対応しながらシナリオを幾つか提示しながら、課題提起型の計画づくりができないかという点、また、2点目といたしまして、計画の策定過程の中で、こういう国土計画、国土形成、国土のビジョンをより国民的な議論をしていただく、また、関心を喚起していくといったことが重要ではないかと。さらに3点目といたしまして、これは法律でも明記しておりますけれども、国土形成計画全国計画と国土利用計画全国計画を一体的に作成していく、そういう策定プロセスについて十分検討すべきではないかという点について整理をさせていただきます。

2ページ目に入りまして、「4. 今後の国土政策の主要課題」でございますが、これは先ほど申し上げました「国土の総合的点検」の3つの柱に従って整理をさせていただきます。1つ目の柱が「効率的な経済社会活動」という観点でございますけれども、こ

れにつきましては、まずはグローバリゼーション、また、東アジアの急成長を十分に踏まえた国土基盤、そういった観点、さらには経済競争力とか国際競争力、そういうものを有する国土の形成という指摘でございます。3つ目に、観光の視点からの国土づくり。これにつきましては、ビジター産業の振興とか、おもてなしのまちづくりというようなご指摘をいただいているところでございます。それから4点目といたしまして、人口減少に入っているということでございまして、空間的にも余裕が出てくる中で、都市圏の整備といったことも十分に視野に入れなければならない。さらには徒歩生活街区といったようなことも視野に入れた市街地の再生も検討すべきではないかという視点でございます。さらにその下には、だれもが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりという視点。さらにその下には、コンパクトなまちづくり。最後に、海洋利用の可能性拡大といったことを十分に検討して、国土全体の総合的管理をしていくべきではないかということをご指摘しておるところでございます。

2つ目の柱でございます。「豊かで安全な生活」という視点でございます。1つ目の矢印にございますように、生活の安全・安心・安定。そのための国土基盤の整備という視点。さらに2つ目の柱といたしましては、ある程度蓄積がされてきました既存ストックをいかに有効活用していくかという観点でございます。さらにその下の3つ目の矢印は、やはり安全な生活を営む上で、総合的なリスク管理を推進していく。地域防災を強化していくという観点を示してございます。4つ目の柱からは、人口減少地域の生活という点に特に着目いたしまして、都市と農村の両方に住む、ここでは「二地域居住」といっておりますけれども、そういった都市と農村の交流の促進。さらには、地域活性化の起爆剤として、外国人との「異質文化交流」の促進といった観点も指摘しておるところでございます。次のページに入りまして、3ページ目でございますが、情報通信技術とか、それからコミュニティビジネスの促進といった観点からの人口減少地域の振興という観点について記述しております。こういったことをすべて含めた形の、その下に矢印に示しました、新たな視点に立った条件不利地域への支援方策のあり方という指摘をさせていただいております。その場合に、その最後の矢印にございますように、地域の資金をどうやってその地域で循環をさせていくか。今、その地域で集められたお金が、むしろ国債を買うというような形で中央に集まるといったようなことがございますけれども、それをより地域で活用していく。地域のファンドというようなものを視野に入れた観点からの指摘をさせていただいております。

さらに3つ目の柱。「美しく快適な環境」でございますけれども、これは1つには、森林・農地と、こういったものがなかなか担い手が少なくなる中で、国民的経営というようなことを行なっているという視点を指摘しています。さらにその下には、森林・農業の多面的機能の重視。これはかっこの中にごございますように、東アジアが急成長する中で、食料・木材等の逼迫という可能性もある。そういう中で、第1次産業拡大の可能性の検討を指摘いたしておるところでございます。3つ目の矢印につきましては、今後そういった森林・農業を含めまして、国土の管理につきましては、低投入、労働力をそれほど投入しなくても管理できるような方法も検討していくべきではないかという点について指摘しているところです。その下には、環境の観点から、循環型・自然共生型の国土づくり、最後には、地球環境の保全への寄与という点について指摘をしたところでございます。

「その他の留意事項」といたしまして、国土形成計画という全国計画では、ブロックをまたがるような観点に重点を置くという観点。それから、その下の矢印では、全国計画の場合に、広域地方計画を策定する指針性を十分に持った計画にしていくべきではないかという視点。それから、3つ目といたしまして、3つ目の矢印にあります、計画の策定にあたって、地域の主体性を重視した国づくりを指摘してございます。最後には、地域の主体性、地域の自立的発展のためには、税財政といった観点も含めて検討をすべきではないかというご指摘もございました。

以上が、この論点の概要でございますけれども、これに関連をいたしまして、資料2の参考資料、こういったポンチ絵が後ろに付いてございます。横紙のポンチ絵でございますけれども、一番最初に人口の長期推移を示してございます。全体的に若干ご説明を申し上げますけれども、1ページにつきましては、「わが国の総人口の長期的推移」でございますが、1600年から1900年ぐらいの500年ぐらいで人口が3倍、その後1900年から2000年の200年間で3倍というような急成長をしてきた日本の人口でございますけれども、来年2006年に1億2,774万というところでピークアウトをしていきまして、その後2050年には1億、今世紀末には6,400万というような推計が現在出ておるわけでございます。こういう非常にドラスティックな人口の長期的推移の変化の中で、法律を変え、新しい時代の計画をつくっていききたいというのが今回の議論でございます。

2ページ目にまいりまして、先ほどの「国のかたち」で整理いたしました柱別に若干データを提示してございます。「効率的な経済社会活動の実現に係る課題」といたしまして、最近、一番着目しておりますのが、わが国の国際競争力の急速な低下という問題でございます。それは右側に国際経営開発研究所のデータを示してございますけれども、かなり長い間、1990年代、日本は1位というところにいたわけでございますが、その後順位を落としまして、2002年には30位ぐらいになっております。現在、少し回復しまして、21位というところでございますけれども、まだまだこういった国際競争力というところに不安があるのではないかと。そういった関連で、そのページの下に幾つかの点を指摘しておりますけれども、例えば日本の対日直接投資というようなものが国際的な水準に比べて低いということがございます。また、一番下の○に、世界からの知的人財の流入が横ばいというデータが下のグラフにございまして、こういった人財の活用がもう一つ課題になってきておるのではないかと考えております。それから、右下に「国際観光戦略の強化」でございますけれども、現在、ここにございます外国人旅行者の受入ランキング。これは世界的には33位でございますし、アジア地域で見ましても、その順位を下げておる。これについて強化をする必要があるのではないかと考えております。

3ページ目にまいりまして、ここでは都市問題。上側には「大都市における課題」でございます。大都市につきましては、先ほどの国際競争力も含めると、やはりグローバル都市圏の形成、競争力のある都市圏を形成するという非常に大きな課題となりますけれども、内部的には商店街の衰退。さらには、4つ目の○にございますような、ニュータウンの急速なオールドタウン化というような問題点を抱えております。参考にデータに示してございますけれども、例えば高齢化率、東京圏につきましては、2050年38.4%。これは全国平均が35.7%という推計でございますから、それよりも増して東京圏で高

齢化が進むというデータであります。右側の上の図を見ていただきますと、平成2年から平成15年のこの時系列で見ましても、首都圏の周辺部で既に人口減少が始まっていることが明らかでございます。また、その下の首都圏のニュータウンを見ていただきますと、高齢人口率が上昇する一方で、若年人口率が低下しているということで、首都圏のニュータウンの急速な高齢化がこの図からは読み取れるのではないかと考えております。

その下には、「地方中小都市における課題」。特に地方圏の中核都市以外のところで、人口が急速に減少しまして、50年間で3分の2程度に減少するのではないかとということが考えられているところでございます。

4ページ目にまいりまして。この4ページ目では、特に東アジアという問題を取り上げてございますけれども、例えば上側の東アジアにおける交通利便性の問題につきましては、欧州に比較しますと、例えば日帰り可能な東アジアの都市からしますと、日本は韓国のみということでございまして、非常に欧州の立派な交通体系に比べまして、貧弱であるという指摘もございます。また、真ん中には、我が国の港湾の国際的地位の低下でございまして。コンテナの扱い量、1980年神戸は4位が、2003年には32位まで低下をしているというような状況がございまして。こういう中で、右側のグラフにございまして、東アジアとの貿易シェアが今後一層高まってくる。この右側の図の左側の方面別を見ていただきますと。輸出入の合計額、2003年から2030年に3.3倍。特に東アジアについては4.4倍。2030年時点で東アジアとの貿易輸出入額が全体の70%を超えるというような状況でございまして、東アジアとの関係が非常に重要であると考えております。

また、その下には、東アジア諸国との関係を維持していく上でのインフラの再構築。この場合には、欧米に比較しまして、近距離、少量輸送、それからまた、高頻度、フレキシブルな対応が必要になってくるということでございまして。そういうことから、右側に示したようなコンテナ航路網とか、東アジアとの一貫輸送網、また、基幹的な航路ネットワークの維持というような、こういうインフラについて再度検討をする必要があるのではないかと考えております。特に東アジア諸国との関係で見直していく必要があるのではないかと考えております。

5ページにつきましては、海洋の問題について示しております。これは2002年のヨハネスブルグサミットの折りに、海洋を含んだ国家戦略の策定がいわれたわけでございますが、まだ日本には十分な全体を見渡した計画が策定されていないということもございまして。そういう中で、我が国はEEZ（排他的経済水域）で世界6位でございまして、こういった可能性のある地域を十分に検討をして、21世紀の重要な資産として活用していかなければならないのではないかと考えております。

6ページ目に移らせていただきます。6ページ目には「豊かで安全な生活」の実現に係る話といたしまして、既存ストックの有効活用の問題。特にその下にございまして、財政的にはかなり2020年以降更新期が増大することによって新しいものがなかなかつくれなくなるという観点がございます。そういう意味で十分に既存ストックを活用する。しかしながら、右側にございまして「安全・安心・安定を支える国土基盤」こういう必要不可欠なものについては整備が必要ではないかと考えておるところでございまして。

また、下側の災害について指摘してございまして、**「頻発する災害」**と示しましたように、直下型地震、それからまた、局所的な集中豪雨、また、大規模地震というよう

なものが可能性があるということをございまして、こういうことに対しても、非常に安全に対する意識が高まる中で、十分な対応が必要ではないかと考えております。

7ページ目にまいりまして、7ページ目には、先ほど申し上げました条件不利地域のことについてお示しをしておるところでございます。例えば、これは市町村合併を入れないで推計をしたところでございますが、人口5,000人未満というような自治体が現在722というものが、そのトレンドで推計しますと、2050年には1,300の倍ぐらいまでになってしまうということをございまして。集落の消滅の危機感が考えられます。特に3つ目の○にございまして、全国の1,910の自治体にアンケートを取りましたところ、355の自治体で「集落消滅の可能性はある」という回答が出ておまして。右側の日本列島の図の中の赤で示してある部分について、集落消滅の危機感を持っているということをございまして。こういったところの社会的サービス、そういったものについて十分に検討をする必要があると思っております。

8ページ目にまいりますけれども、そういったところをどういう形で振興するか。当然、農業の競争力を高めるとか、ビジター産業、集客産業を振興するというようなことも基本的に重要でございますけれども、私どもがここで示しておりますのは、都市と農村の二地域に住むような方が今後非常に増えてくるのではないかと。アンケート調査に基づいて推計しますと、2005年で約104万人いらっしゃる。こういう方々が、制約条件がなくなると、「二地域居住者」が増えるということで、これはイメージでございますけれども、2030年には1,000万ぐらいまでいく可能性もある。特にそういうものを進める上で、右側に示したような休暇制度、就業制度、交通費の負担の軽減といったようなこと、また、情報発信のためのアンテナショップの設置というようなことも、そういうものを促進するのではないかと考えております。

また、右側の下に、情報交流人口を示しておりますけれども、これは実際に市町村すべてに聞きまして、情報提供のための登録人口を調べましたところ、35万人ということをございまして。実際にはもっと非常に大きな数の情報の交流があるのではないかと考えております。

それから左側の「地域資金循環に係る課題」。これは先ほども論点のところでも申し上げましたが、我が国の預貯金残高は14%増であるにもかかわらず、貸出残高については12.6%減ということで、十分有効に使われていないということがございまして、最近いわれていますようなリレーションバンキング、コミュニティバンク、こういったものを活用して、地域で資金を循環させることが重要ではないかという観点からお示ししております。

最後のページでは、「美しく快適な環境」という観点から示しております。1つには、農地、または森林につきまして、耕作放棄地、また、施業放棄森林が非常に増大をしているということをございまして。その一方で、木材は8割輸入、農地については、海外の1,200万haに依存しているというような状況でございます。また、集落機能についても低下している。こういったところにどういう形で対応していくかということが非常に重要な課題ではないかと考えております。

右側につきましては、地球・地域環境問題の深刻化ということをございまして、温暖化からヒートアイランド、それから野生動植物の絶滅といったような問題もございまして、

環境の負荷の増大というようなこともございます。温室効果ガスの排出量の増加とか、食料輸入、海外の土地に極度に依存した消費構造、こういったものをどういう形で持続可能な国土に変えていくかということが一つ大きな課題になっておるのではないかと考えております。

以上、論点とそれに関連する参考資料のご説明でございました。ありがとうございました。

○秋山会長 どうもありがとうございました。

それでは、次の（３）をご説明してから、議論をしていただきたいと思います。議題「（３）国土形成計画の策定について」事務局からご説明をお願いします。

○国土計画局総合計画課長 それでは、引き続き私のほうからご説明をさせていただきます。

今回、法律の公布が終わりまして、これから国土形成計画全国計画を策定していくという状況に入るわけでございます。特に平成１９年から人口減少が始まりまして、国民の間に不安・不透明感が広がるということで、２１世紀の日本の姿をできるだけ早く提示すべきではないかと考えております。そういうことから国土形成計画を早急に策定してまいりたいと。

新たな国土形成計画全国計画につきましては、これから１年ぐらいかけて、何とか中間とりまとめを行ないまして、平成１９年の中頃までを目途に策定したいと考えております。法の中にも記述をされておりますけれども、その策定過程の中で、国土審議会で十分な調査審議を賜るということでございます。

また、全国計画の検討と併せまして、全国計画が終わりました後で、広域地方計画を策定していきます。広域地方計画をどういうエリアで策定していくかということも、その下に書いてございます地域の区分のあり方ということでございまして。そういう圏域の決め方についても審議をしていかないといけないと思っております。

そういうことと共に、最後のパラグラフに書いてございますように、これから国土形成計画をつくるにあたりましては、国土利用計画全国計画と一体的に作成する。また、地方公共団体、また、国民各層から十分に意見を聴いて策定をしていくと考えているところでございます。

次のページに、今後の調査審議の進め方の案をお示しをしております。１．の当面の調査審議につきましては、今申し上げました（１）が、国土形成計画の全国計画の作成、それから（２）につきましては、先ほど申し上げました広域地方計画の地域の区分のあり方という、この２つの審議をお願いしたいと思っております。その場合に、２．にございます審議の体制として、全国計画の策定につきましては、計画部会を置いていただく。それが２．の（１）、それから（２）といたしまして、広域地方計画の地域の区分のあり方につきましては、国土審議会に圏域部会を置いていただく。３番目に、（３）に調査改革部会につきましては、一応その任務を終了したということでございますので、これを廃止していただくと考えておるところでございます。

その後ろ側に、別紙１といたしまして、計画部会の設置要綱をお示ししております。これにつきましては、任務という形で、先ほど申し上げました全国の区域について国土形成計画を策定するにあたりまして、調査審議をしていただいて、それを審議会に報告をして

いただくということでございますし、その審議の過程で、専門委員会が必要になってまいりますので、専門委員会を幾つかつくりまして、そこでのご審議を賜るということでございます。庶務については、国土交通省の国土計画局総務課で処理をすると記述をしているところでございます。

次のページの別紙2でございます。これは圏域部会の設置要綱でございます。これも審議会令に基づいて圏域部会を置くということでございますし、任務といたしまして、必要な地域の区分のあり方について調査審議し、その結果を審議会に報告していただく。庶務については、同様に私どもの総務課で処理をさせていただきます。

一応こういう案を私どもでお示しをさせていただいたということでございます。ありがとうございました。

○秋山会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいままでご説明いたしました議題（１）の「国土計画制度の改正について」、（２）の「今後の国土政策の方向と主要な課題に係る論点について」、（３）の「国土形成計画の策定について（部会の設置について）」につきまして、ご質問あるいはご意見を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。どの議題からでも結構でございますので、ご意見がございましたら。

川勝先生、何かございますか。

○川勝委員 全総に代わりまして国土形成計画ということになったと。その背景の一つに、この中に排他的経済水域という問題が出てきましたので、これは既存ストックの海底・海洋資源が重要であります。もう一つは、大陸棚というものも、これはたしか報告をするのが2009年でしょうか……までに日本の大陸棚を確定するという作業が残っておりますので、これは従来の全総には視野に入っていなかったことだということで、この点を国土形成計画の中に取り込まれたことに対しまして、賛意を表します。

そして、もう一つ、国際競争力の強化というところに書かれていますけれども、これは従来の国土計画も、おそらく欧米のキャッチアップと、特にアメリカのキャッチアップということだったと思いますが、今のアジアの地域間競争ということのお話がございます。この点を少し念頭に置いていなくてはいけない。言い換えますと、国土形成計画というのは、関係諸国との連携ということが今目的に大きく掲げられていますけれども、要するに、日本が追いつかれる立場になっているので、したがって、日本のためだけの国土形成計画にはならないと。したがって、モデルとしての計画を立てるといって、それがおそらく成熟社会における国土形成計画というもののご説明に反映されているかと存じます。

それから、開発から成熟社会に応じた文化・伝統等を大事にするということでございましたが、一方で、それは科学技術の重要性を損なうものではありませんで、ただ、科学技術のあり方についての哲学が違ってくるのではないかと思います。開発ないしは自然も人間中心主義的に改変していくというよりも、自然に即応した形で科学技術を活用していく。すなわち日本の自然観に応じた科学というものを建てなければならないと。これは振り替えれば、寺田寅彦先生以来、彼は一貫して西洋の科学が前提にしている自然観というのは、自然を克服できるものだという観点に立っております。しかしながら、日本の自然は、火山にしても地震にしても、いつ何が起こるかわからない。すなわち、災害は忘れた頃にやって来ると。つまり、人間の克服不可能なということを前提にした自然観を日本人

は培っているはずだと。したがって、それに応じた科学というものであらねばならない。言い換えるとすれば、自然現象に学ぶということになるのでしょうか、それは自然と調和した科学技術になるということだと思います。

そのことが森林の問題、あるいは環境の問題とかかわって、科学技術というものが今後さらに重要であるという認識に通じると思うんですけれども。その場合に森林資源は、今、世界最大の地球環境問題の一つでありますけれども、ご承知のように日本が世界最大の資源の輸入国でしたけれども、これが中国に地位を奪われたと。したがって、1位を奪い返そうというのは、これは甚だしい見当違いでありまして。世界の森林を破壊するような、そういう立場になっているのではないかと。同時に、中国の材木の輸入は、さらに伸びていくと思いますが。したがって、材木需要が逼迫してくると。したがって、日本の森林資源がまた活性化するという、そういう1次産業の見直しということができるとは思いますけれども、その際に、昭和30年代と違って、今度は経済だけではなくて、保水性とか、あるいは景観美とかということで、いわゆる自然林に戻しているということも併せて、これは考えなければならないのではないかとというような印象を持ちました。

もう一つ、ブロックを少なくとも地域単位として考えていくのは非常に現実的だと思うんですけれども、平成18年の中頃までにどういう地域単位がふさわしいかということを考えるということですが、これは、考えるタイムスパンをどの程度に置いているかということによって変わってくると思います。さしあたって、現行の国の出先機関のあるところというものに権限や財源や、さらには人材を落とし込んでいくというようなことで、国としては現実的のございましょうし、地域としても、そこが国の出先機関に直接触れる場になりますから。しかしながら、そのブロック間関係も併せて考えなければいけない。そして、さしあたって人材を落とししていく中で、これがいわば現状制度の中での地域ブロック単位をどう置くかと。ただし、これも現状のブロックと、例えば北陸などというのは、一見「越の国」と言えますけれども、福井・石川・富山・新潟は、これは全然「越の国連合」などというのは言葉ばかりで、実際はほとんど関係ないです。ですから、国として、出先機関がそこにあるからといって、越の地域単位ということとはまた別のことだと思います。むしろ縦の線ですね。日本海と太平洋の縦の線のほうを中心にするということのほうが原則的かもしれません。そういった現在の国の出先機関のブロックがそのままブロック単位として安定するとは思いませんので。そうすると今度は、現在の制度と今度長期的にどう回っていくかというふうになったときに、例えば2030年というふうなところですね。これは、第5次全国総合開発計画のときには、大体2025年～2030年をめどにして、4つ国土軸ぐらいに日本を構想するべきだというふうな案が出されていますけれども、そのときのそういう長期的における地域単位はどうあるべきかということで、その地域単位を考える場合には、今回、地方制度調査会が中間報告で出されたような10～13というふうな現存の国の出先機関を単位にしたものだけでなく、各地域が東京とあるいは関東ブロックと格差ができないような、そういう地域単位にしないと、結局、また関東中心ということになりかねません。そういうことで私は全国総合開発計画における最後のメッセージでございました、4つぐらいの地域単位となりますと、500兆円からすると、百二十数兆円ということになりますので、これはフランス、イギリスの3分の2ぐらい、あるいはカナダの1.5倍ぐらいの大きさなので、そうしたことになりますと、カナダとか、

あるいはフランスとかイギリスとか、そうしたものを念頭に置きながら、つまり先進国並みの地域単位として、アジア地域間の競争に十分に耐え得ると。と同時に、そうした近隣諸国に対してモデルになるような、各地域における個性を活かした地域づくりができる。そこに国のこれまでの蓄積されてきた国家を運営するというノウハウ、なかんずく国土交通省というのはその最たるものでありますけれども、これが基本的には国家主権にかかわるものじゃないわけです。2030年頃には、私は前から言っておりますけれども、国交省が今のような形ではないという、官から民へ、ないし地方にできることは地方へと、官から地方に中央政府それ自体が、小さな中央政府が4つぐらいできるぐらいのつもりで、そういうことを考えれば、地域単位をここで念頭に置いていただきたいと思う次第でございます。ちょっと思いつきですが。

○秋山会長 どうもありがとうございました。

そのほか、どなたかご意見はございませんか。

○生源寺委員 私自身は農業・農村の方面ですけれども、最終的には、一般的な今後の議論の進め方ということで、既にもう周到なプランがおありのようにも思いましたけれども、特に国民の皆さんに議論に参加していただくということは、P Iが強調されているわけです。これを節目節目でパブリックコメントを求めるといような形はもちろんこれまでもあるんですけれども、もうちょっと対話型といいますか、議論の広場ができるような、そういう手法を、これは特に専門部会の議論のプロセスでお考えいただくといいのではないかと思います。たぶんウェブサイト上にそういうような場を設けて、情報を逐一流しながら、それに対して議論をいただくと。審議会なり専門委員会と国民の間の対話もさることながら、発言者同士のいろいろな議論ということも喚起していくようなところを。また、それをオープンにしていくようなところがひとつ非常に大事ではないかと、こんなふうに思います。

農村にかかわることにつきまして、専門委員会でもそういったことを扱うことがおそろくできるのだらうと私自身は思っておりますけれども、その関連で少しお話ししたい点がございます。1つは、農山村あるいは漁村も含めてでありますけれども、成長への適応をいかに図るかとか、あるいは所得の再配分の観点からの施策から脱却することが一番大事なことだらうと思います。農山村そのものの価値を改めて現代の我々が評価する、誇りを持った農山村の社会をつくっていくというような、そういう形に転換することが今は一番基本的に重要だらうと思っております。

この計画のスパンはそんなに長いものではないと思うんですけれども、特に農山漁村の場合は、戦後の特に高度成長以降の50年の総括と、これから先の50年のビジョンを示すことが非常に大事だと思います。これは量的に何らかのプロジェクトなり、ビジョンを示すというよりも、どういうストラクチャーの社会が望ましいかということを示すという、こういう意味で50年のスパンの総括を、今後のビジョンでぜひお考えいただきたいと思っております。

その際、この参考資料の8ページで、地域の資金循環に係るといところでございますけれども、これ自体は非常に大事だと思いますけれども。しかし、私はこの中の3番目の矢印のついている「日本の地域社会は、コミュニティへの意識が希薄となっております」というところが非常に大事だと思います。私自身は、相当弱くなっておりますけれども、

農山村の場合には、依然として身の回りの資源なり環境なりは、自分たちのコミュニティが保全し、次世代につないでいくという、こういうルールがありますので、共同活動がまだかろうじて生きています。これは都会では、実はかなり失われて久しい文化的な資産と言ってもいい部分であって、これはむしろ私に言わせれば、もう一度都会に再移転してもいいような、我々が都会の人間として農村から学ぶべき点だろうと思うわけです。ここの部分がない農村は、実は農村ではないというようなところもありまして、国土から見たときに非常に大事であります。すべてがそうとは申しませんが、身の回りの資源・環境の保全なり、維持管理をすべて地方政府も含めて政府にまかせるという流れがずっと続いてきておりまして、それがある意味では大きな政府につながっているところがあると思います。農山村の場合には、それがむしろコミュニティの仕事としてまだあるということ、ここは非常に大事であります。

しかし、さらにその上に、旧来型の農業ではない、いわば市場の競争の最前線で戦うような農業をどうやってつくっていくか。これはコミュニティのロジックと市場経済での競争のロジック、これを接合させるという、調和させるという非常に難しい仕事ではありませんけれども、しかし、私はこれはある意味では、今、川勝先生がモデルとおっしゃいましたけれども、アジアの特にモンスーンアジアの水田農業アジアの将来のモデルを提供し得る一つの大きな方向性ではないかと、その2つの要素の保全と革新の調和をとると言ってもいいかもしれませんけれども、これはその意味で長期的なアジアのモデルになり得るような要素ではないかと思っております。これは私の私見でございますけれども、そういうような切り口を含めて、かなり深い議論、あるいは長期的なビジョンを持った議論をぜひ、また、開かれた形でお願いしたいということがあります。

それからちょっと細かなことで恐縮でございますけれども、同じページに「二地域居住」の問題があります。これはこれで私は大変結構なことだと思います。長期的には、こういうニーズなり、あるいはそれに応えるべき施策といえますか、考えられると思えますけれども、もう一つ、「近居」近くに住むというか、親の世代は、農作業を直接するような農山村に住んでいるけれども、子どもさん、息子・娘の世代は1時間なり1時間半、あるいはそこに駆けつけることのできる場所に住んでいて、農作業の非常に忙しいときには手伝う。ふだんは地方都市に住んでいる。世代が交代していくにしたがって、その息子・娘さんが今度は深い農山村に住む、こういう循環をしていくような住まい方というのが一部にはあるのだらうと思うんですね。実際に、地域社会を守っていくときの所得の流れの点から見ても、「二地域居住」もございまして、同時に世代間の「近居」というような、こういう発想も大事ではないかと感じた次第でございます。

全体としては、非常にバランスのとれた問題提起がされたと思って、私としてはこの時点で申し上げることはないかと思っております。

○秋山会長 どうもありがとうございました。

○丹保委員 大変いい方向に来ていると喜んでおりますが、ただ、この今、生源寺先生が言われたようなコミュニティの場のある地域と、それがもうほとんどなくなった地域にどういうふうに適応するかという問題を考えるときに、かなり基本的な理解がいくのかなど。この資料に日露戦争の1900年だった頃4,000万人を超えまして、この4つの島でやっていけなくなって出て行った。そしてまた、あと70～80年たった今世紀の終わり

頃、またそこへ戻ると、こんなすごい上り下りを大規模に、大戦争にもあわずやっっていくということは、おそらく世界で初めてだろうと思うんですね。そうすると、実は、今、東南アジアのことをおっしゃいましたが、おそらく今の日本のようなレベルでの生活をアジア全体ができるはずがありませんから、日本がおそらく世界で初めて大撤退作戦をやる老先進国になりつつあるんだらうと。その覚悟がないと、我々の計画は絵に描いたもちになってしまう可能性がある。極端なことを申しますと、この島では何とか自立できるのは、徳川の末期頃3,000万から3,500万ぐらいで、4,000万時代はかなり厳しいところがある。そうすると、今の1億2,000万は、7,000万人ぐらいの過剰人口だと思わなければいけないんですね。その7,000万の過剰人口はどうやって暮らしていくかという、世界最大の東海道メガロポリスがものすごい働きをして食わせているわけです。エネルギーのほとんどと食料の60%を輸入して食わせているわけですね。地方はそれをやるだけの力を持っておりませんから、東京から始まった東海道メガロポリスがおそらくそれをシャカリキになってやっているんだと思うんですね。そうすると、その地域での論理と、それから先ほど生源寺先生が言われたような、コミュニティがまだ存在しているような東京とメガロポリス以外の地域はかなり違った地帯で、イギリスとかフランスとかというのは、おそらく違った地帯に近い部分かもしれませんね。そうすると、東海道メガロポリスに対して、今本当に働いてもらっているわけですから、どういう手当をしていけば、それがほかの地域を食わせながら、500兆円のGDPをキープできるのかと。その食わせていくときには、ただ働かせるわけにはいきませんから、それに対してどういう手当をしたらいいだろうか。自然とか環境とか、私も北海道から出てきておりますから、自然環境に対しては非常に思い入れが深いんですけども、東京に参りまして、この人たちがそれをどういうふうに維持しないと、社会的な働きができないののだろうかということに関する特別な扱いは必ずしも十分ではないような気がいたします。これは人間ですから、無理に無理を重ねると、必ずその無理が破綻にいきます。教育の問題も、社会のいろいろな問題も、7,500万という過剰人口が持っている論理ではないかと思うことがしばしばあるわけでございまして、それがベースになっている日本の今の全体ですから、過剰人口でないほうが少ないわけですから、それに対しても、環境がよくても社会的な影響が及んでいないと。

私は何を申し上げたいかと申しますと、撤退していくとすれば、ものすごく働いている部分を少しずつ緩めていって、東海道メガロポリス以外の日本、おそらくそれがアジア全体の将来のパターンになるんだらうと。ヨーロッパはそれに一部近づいているのかなと思いますけれども、そういう撤退作戦をやるときに、一番難しいのは、攻めるのではなく、退くことですから、退くときにどういうふうに退くかということについて、この国土形成計画がどういうふうに働いたらいいだろうか。今、日本全体を食わせている、500兆円の主体を食わしている人たちに対する手当をやっぴり忘れるわけにはいかないだろうと思います。ともすれば、自然保護とか、環境とかと、私も環境工学が専門でございまして、大事なことでございますけれども、それだけではおそらく撤退作戦をきちっとやることのできないだろうと。日本はおそらくおかしくなってしまうだろうと思いますので、国土計画の中で、ぜひ東海道メガロポリスに対しての縮小のための必要な手当をし始めることを考えていただけないだろうか。それはここに考えられているような気がいたしますけれ

ども、地方の問題と東海道メガロポリスと違う問題を含んでいることを理解してもらわなければいけないのかなと思っております。ちょっとよけいなことを申しましたが。

○秋山会長 どうもありがとうございました。

そのほか、ご意見はございませんでしょうか。

○千野委員 私は国土審議会に加えさせていただいて、まだ日が浅く、見当違いなことを申し上げるかもしれませんが、今のご説明を聞いてのコメントを若干申し上げたいと思います。大変包括的に、いろいろな点に目配りされているという印象を持ちまして、それはそれで大変結構なことだとは思いますが、これが国土交通省という枠の中ではたしてできる問題であるのかどうかという今後のところでいま一つわからないといえますか、よく合点がいかないという印象も一方でございます。

国土形成計画というよりは、むしろこれは国家形成計画のような全体的にわたる問題であって、今後、論議をする中で、テーマとか問題点はもっとおそらく絞られていくものだと思いますけれども、ぜひとも国土形成という観点から、何が今より緊急であるとか、あるいはできることは何かとか、絞り込みが必要なのではないかなということが感想の第1点です。もちろんご説明されたことは、全部重要だと思いますけれども、これは言ってみればオール・ジャパンで取り組まなければ如何ともし難いような問題が多いのかなという印象もございます。

他方、そう言いつつも、個々のことと言えば、こういう視点もあつたほうがいいのではないかなと感じるところもあります。例えば、先ほど、川勝先生がおっしゃった排他的経済水域の問題とか、日本人の中に海洋利用とか、そういった問題への関心が大きくなっていると思います。改めて日本が島国であったのだということに再度気づくといえますか。そこでやはり忘れてならないのは、それがエネルギーの問題とか、あるいはもっと言えば、今回、安全保障の問題ともかかわって国民が高い関心を示しているんだという、そういう意識は絶えず持ちつつ論議されていったらいいのではないかなということが2点目の感想です。

それから最後に、日本はこれまで、日本のやることが、アジアの中でよくいわれるような雁行型といえますか、いろいろな側面において日本がモデルを提供してきたところがあるかと思うんですけれども、だんだんそれはよくも悪くもそうではなくなっている。アジアは必ずしもそうは考えてはいないという現象も生まれてきている。日本だけがそういうふうに思っていると、やはりちょっと意識のずれ違いが生じて、それは結果的に実り大きいことにならないかもしれない。もちろんアジアに対して提供できるものはあるけれども、個別に見れば、やはり日本は先進国として欧州などと問題を共通にしている部分もある。あるいはここには出ておりませんが、少子高齢化の問題は、昨今は日韓関係は厳しいですけれども、韓国が非常に関心を持って見ているのは、日本が少子高齢化の問題をどう克服していくだろうかというふうな、これは1例ですけれども、そういう意味で日本がやろうとしていることは、かなりいろいろな国、いろいろな地域に先駆けての実験的な部分をやりつつあるのだという意識も必要なのかなと感じております。以上です。

○秋山会長 どうもありがとうございました。

○中村委員 基本的には、全国開発計画から形成になって、国と地方の協働と、それから開発中心からの転換。この2つはまさにこれでやっていただきたいと思います。ただ、具

私的なことを考えたときに、全国計画と広域地方計画があるのですが、本当にこれがどうかかわり合いでできていくだろうということがなかなかイメージが難しい。具体的にいろいろ面倒なことが起きるのではないかと思います。

それから、先ほど丹保さんもおっしゃいましたけれども、首都圏・近畿圏・中部圏、これはいただいた資料で拝見しますと、参考資料の7ページにも、赤いところと青いところとあるわけですね。青いところ、結局、これは大都市圏なわけですが、こういう場所はそこでそれなりに展開すると思うのですが、それでは、この赤くなっているところがどうなるか。広域地方計画としてはどうなるんだろうという懸念があります。青いところと赤いところでは違う計画になるのでしょうか。それから、この2つの計画を進めていった先の日本の姿は、今は地方分権の方向へ行くということになっていますし、道州制を考えていらっしゃる方もありますけれども、今後、広域地方計画というところはかなりウェイトが置かれて、地方それぞれの特徴をもっと出すようになれるのか。私はむしろそちらの難しさがそうに感じます。今伺っただけでは、具体的にいろいろな問題があるなというのが実感です。もちろんこういう計画を立てて、実際に出てきた問題を解決していかなければならないのだと思うのですが、そのところがまだよくこれでは見えないという感じがいたします。

私も生源寺さんと同じで、農村や環境に関心があるのですが、先ほど8ページにありました「二地域居住」という考え方が出てくるときに、この二地域というのは、どのぐらいの距離が地域としての違いを考えるのかということを考えてみました。例えば東京と長野県みたいなことを考えるのか。広域地方計画をきちんと立てれば、その中で都市型と農村型を共有できるような、そういう地域がきちっとできていくのか。今のままのスタイルでの「二地域居住」というのは、私はかなり時間的にも経済的にもとても無理があるような気がしますので、そのためのシステムが必要だと思います。基本的にはその次の9ページにあるような耕作放棄地とか、放棄森林があるという状況を徹底的に改善していく。私は食料輸入型ではなくて、もっと自給率を上げていくほうが良いと考えている人間なんですけれども、そういうところから考えたら、森林・農業をもうちょっと具体的に産業として考えたいと思います。「美しく快適な環境」というテーマに止まらず、これは国土交通省ですから、農水省ではないので無理だと言えば無理なんですけど、今、千野さんがおっしゃったように、これを何か日本の国のこれからということを考えているように思いますので、例えば農水省と連携して、きちんと産業としての農業・森林ということを踏まえた上で、それを「美しく快適な環境」に組み込むようにしていただきたい。そうすると、「二地域居住」という考え方もかなり日常的に具体的になる。そういうような形にぜひ持って行っていただきたいと思います。

○秋山会長 どうもありがとうございます。

○藤原委員 私も今回お示しいただきました国土形成計画の基本的な考え方は、大変よいものであると思っておりますけれども、今回つけ加えられた部分であるところの良好な環境の創出とか、環境の保全とかという部分に関しましては、今までもそのようにうたってはきておりますけれども、それに関するノウハウとか、それから知識、それから実際にそれをこれから急激に減少していく人口で支えていかなければいけないということに関しましては、相当何をして環境を保全するのか。ここに保全とか創出とか書いてありますけれ

ども、これはすべて人為的に保全し、人為的に創出するということですので、そこにかかわるまず議論は今後大変多くの人々を巻き込んで、盛んに活発にやっていかなければいけない分野が残っているなという思いです。

それからもう一つは、それにかかわるたぶん技術に関しても、まだまだ我々がそれを一人一人が何らかの形で関与してやるとすれば、それに関しても、やはりまだ未成熟な国民ではないかと思しますので、そのあたりは大変緊急な課題だというふうに受けとめました。

そして、保全をしたり、あるいは人為的に良好な環境を再び創出するとしたら、その先にある日本の国土の姿に関しては、概念的なものだけじゃなくて、やはり数量的なものとか、それからときにはビジュアルなものとか、それから、その中に住まう我々の住まい方も含めて、何らかの形で具体的に暮らし方、生活の仕方という形で示されていかなければいけないんじゃないかなと思うんですね。ビジョンとか概念とかというものは、それなりに皆さん語ったりうたったりすることはできるとは思うんですけども、それを実際生活の営みとしてどのように実現していくかということになりますと、大変大きなギャップがあるような気がいたします。

そういうことと言えば、我々国民一人一人の暮らし方の変革も迫られているのではないかと思いますので、ただ心がけだけではなくて、暮らし方の技術とか、ノウハウとか、そういうようなことに至るまで、やはりそれも大きな実験、そして、その成果が上がったものに関しては、広くいろいろな方々に実践していただくような、そういう働きかけと、それから参画がなくしては、この計画を実践することはできないんじゃないかなと思いました。

○秋山会長 どうもありがとうございました。

○森地委員 一点だけ申し上げたいんですけども、圏域の設定について、感情的とは言いませんが、感覚的に議論が進むことを大変恐れます。先ほど、先生方からお話がありましたように、例えば九州と中部と北海道を考えたときに、アジアとの関係でどんな戦略を取るだろうと考えると、九州は当然ゲートウェイ的な機能が強味ですし、中部は技術産業の蓄積を持っているし、北海道はむしろかつてはソ連に近いとかというような議論が多かったんですが、そうではなくて、北海道は台湾から見てもシンガポールから見てもものすごく魅力的だと。そこの食もものすごく魅力的だと。したがって、それぞれの地域の国際戦略は違うはず。そこに今回のブロック計画をやっていく意味合いがあったはず。あるいは、耕作放棄地の山陰の放棄地と、それから北海道の放棄地では全く性格も違うものですから、同じ制度で同じような抜本改正ではうまくいかないわけです。

そういうことを含めて何でこういう広域ブロック計画を立て、そのための広域ブロックの構成要素としてどういう要件が必要だということを論理的にまず知っていただいて、それで、ここと一緒になったほうがいいという議論に進むことが当然望ましいわけです。先ほども川勝先生からお話がありましたように、やや感覚的な議論になることを恐れます。

もう一つは、丹保先生からお話があったように、東海道ベルト地帯で全部支えるのはもう無理ですと、財政的に。少なくとも国家財政を通じての依存は、もう少し少なくせざるを得ない、こういう状況下で、自立というのは、一体どういう意味があるのかという話を、やっぱりよくわかっていただいて議論を進めていただく必要があります。例えば、EUで言うと、各地方債は国家保証なしで発行して、その利率とか売れ行きで財政破綻すると、

アメリカは昔からそうです。そんなことを極端にすぐやるというわけではないのでしょうけれども、そういうことをイメージしたときに、非常に近間の人たちと仲良くして、その圏域で、国からたくさんもらうお金は自分たちで自由に使えてという発想ではない、何か制約条件みたいなのがきつとあるんだろうと思います。

そうだとすると、どこまでできるかわかりませんが、要件を国家として示すことと、それから自立の目標みたいなものを、10～20年たったならこういう状況に対応してくださいというのをある程度示して、そのために一体どういう圏域でやるのがより望ましいのか、あるいはその同質性がどこにあるのかとか、何かそんな議論を各地域でしていただいた結果として、何かブロックがうまく生まれるといいなど、こんなことを思っています。

○秋山会長 どうもありがとうございます。

○矢田委員 2点ほどありますが。まずは、98年にグランドデザインが、現在のこの1つ前の全総だったわけです。その中で戦後の開発中心主義の国土計画を見直すという条項がありました。その後7年経過してようやく見直しを実施したということは、それなりに非常に私は評価しておりますが。その間に、2001年に、所轄官庁が変わったというかなり混乱性がありながらようやく到達したかなと思います。

事務局の説明がありましたように、今度の基本的な違いは、計画全体が開発中心主義から成熟主義へということになっております。それが1つと、もう一つは地方分権型の国土計画です。これが両方並行して行って非常にうまくいくことになっておりますが、現実的には、全国計画が成熟型の国土計画をずっと志向している、地方分権のところでは地方の協議会になりますと、依然として開発型の計画が出てくるのではないかと。要するに、うちだけは特別遅れているから、全国計画は成熟計画で結構ですが、うちは開発計画だというようなのが必ず出て、私も地方に住んでおりますので。結果的に、全国計画のかなりマイルドな保全中心、整備中心の話と、地方で出てきた開発が非常に多い話とどこでどう調整するのか。これは非常に難しい話だと思います。

例えば全国的に人口が減少していく、炭酸ガスを削減しなければならない、森林も相当面積維持する必要がある、投資もどちらかという維持投資のほうが中心になっていくという、大きな枠組みが出るんですが、これを地方配分したとき、今度は全国で地方配分することはほとんどないとしますと、全国的な指標を積み上げると、マクロの数字と積み上げた数字の間の乖離が非常に激しくなっていく。それを前もって相当調整するのが、北海道の人口見直しはこれとこの間と言ったとたんに北海道が怒りだすということもありますので、おそらくその調整がうまくいくかどうかというのが私は最大のねらいがと思うので、そのへの工夫をどうするか。地方に主体をまかせる話とそれが全国的に非常にマイルドな成熟型になっていく話とが、異常な能力を要求するというところで、よろしくお願ひしたいと思います。

第2点は、隣国の国土政策とかかわるということで、前から中国・韓国との国土庁の、私も何回も行ききましたけれども、調整というか意見交換をやっているんですが、この間に「海洋」という言葉を入れますと、単なる国土政策を学び合うという以上のものが出てくると。日本海をどうするのと、黄海をどうするのと、東シナ海をどうするのと、オホーツク海をどうするのと、そして、太平洋沿岸をどうするのという。1つはもう既に出ている地下資源問題がありますし、漁業資源問題がある。もう一つは、共通に環境問題がありま

す。有明・琵琶湖・霞ヶ浦レベルの環境から、日本海環黄海レベルの環境問題に確実にいくんですね。これを関係国が共同で環境についてどう国土政策を位置付けていくか。さらに経済的には、中国への投資が非常に激しくなってきた、いわゆる物資、人の流動が環黄海、環東シナ海を通じて非常に活発化する。したがって、競争であり、交流であるという、そういう点では、私はブロック計画という。ブロック計画は、海域はどこまでいくのかなというのは、私も見ていてわからないんですけれども、と同時に、ブロック計画以外に、私は日本海の計画、黄海の計画、オホーツク海の計画、少なくとも日本領土にかかわるところにつきましても、環境も含めた計画、これはブロック計画ではなくて、全国計画の中で、はっきりと海洋計画について明示したほうが、ブロックのほうも非常に受け取りやすいのかと思いますので、隣国との関係は、これから中国が前よりもはるかに大きな国になってまいりますので、単なる比較検討ではなくて、海を巡る共同政策、そのところをもう少し全国レベルで前面に出したらいいのかなと思います。

○秋山会長 どうもありがとうございました。

そのほか、特に言い残されたことはございませんか。

では、計画局長、コメントをお願いいたします。

○国土計画局長 大変示唆に富むご意見をたくさんいただきました。正直耳が痛いこともあります。相当ある程度思い切って将来に向けて冒険をした仕組みだと思っております。ですから、必ずこれがうまくいくのかと言われれば、そうではないと思いますが、この国には、国と地方の関係でも、そういう例えば緊張関係の中で本当に仕事をやっていくということも必要なのかなという感じがいたしております。

1点、おことわりしておかなくてはいけない点は、国土交通省の計画と、国土交通省のお仕事というような表現をされた先生もいらっしゃいますが、これは省庁再編のときに、旧国土庁が、国土庁は内閣総理大臣の仕事をつかさどっていたわけですが、その仕事はそのまま省庁再編の省庁間の仕事の整理の中で、国土交通大臣がお預りしたという感じになっておりますので、これは内閣総理大臣のお仕事、政府全体の仕事、そういう計画を決めるということですので、決して国土交通省固有の仕事についての計画ではございません。したがって、プロセスでも、関係省庁とよく相談をさせていただいて、閣議決定という形で進めさせていただくことになっております。

それから圏域の話でございますけれども、圏域部会をつくらせていただきます。先ほど川勝先生からも、森地先生からもお話がございましたが、スパンの点は、実は相当悩ましいところだとは思っています。広域計画をつくる際の仕組みの中で、ある程度入れておりますのは、国の地方支分部局を活用するというのがコンセプトに入っております。したがって、それを全く離れてということは、ある程度想定をしていないというのは、それが念頭にあることは確かでございますけれども、議論としては、一つ決めたら、将来にわたってこれで進めていくということでは必ずしもないと思うんですね。やはり先生がおっしゃったように、諸外国との比較で、将来の例えば連邦とか道州とか、そういう先を見ていったときにどうあるべきかという議論をしながら、例えばとりあえず自治体のスタートとしてはどうかというような観点もあると思うんですね。そのへんはできるだけ広範な議論をしていただきながら、なおかつ現実的な観点も踏まえていくということで、1年間議論をしていただければと思います。

私のほうからは、とりあえずそんなところでございます。

○秋山会長 どうもありがとうございました。

そのほか、特にご意見はございませんか。

それでは、議題（１）から議題（３）につきましては、以上とさせていただきます。

次の議題に移りたいと思います。第（４）の議題は、「神奈川県三浦市小網代地区における首都圏近郊緑地保全区域の指定について」でございます。事務局から説明をお願いします。

○国土計画局大都市圏計画課長 大都市圏計画課長の内海でございます。どうぞよろしくお願いたします。

資料４－１をお願いいたします。本件は、近年の首都圏近郊の自然環境保全についての意識の高まりを踏まえまして、地方公共団体、それから地元住民と連携しながら緑地を保全するために、神奈川県三浦市小網代地区に約70haの緑地でございますが、これを近郊緑地保全区域として指定しようとするものでございます。

資料４－２に指定の案、それから４－４に保全計画の案がございますが、これは後ほどご説明いたします。それから、経緯でございますけれども、４－１にございまして、7月1日に国土交通大臣から国土審議会に意見を求めておりまして、次のページにございまして、審議会からは首都圏整備分科会に付託されております。7月25日に首都圏整備分科会が開催されまして、審議、意見のとりまとめが行なわれております。経緯は以上でございます。

○秋山会長 どうもありがとうございました。

本件につきましては、首都圏整備分科会の杉岡分科会長からご報告をいただき、それをもとにご審議願いたいと思います。

○杉岡首都圏整備分科会長 首都圏整備分科会長の杉岡でございます。

それでは、ただいま事務局から報告がございましたように、首都圏整備分科会におきましては、三浦市小網代地区の首都圏近郊緑地保全区域の指定及び保全計画につきまして、先般7月25日でございますが、審議をいたしました。まず、その首都圏近郊緑地保全区域の区域及び保全計画について、事務局から説明をいただきます。

○国土計画局大都市圏計画課長 それでは、資料４－５にまとめてございますので、このカラーの資料をかいつまんでご説明いたします。

まず、1ページですが、制度概要でございます。近郊整備地帯内にあります良好な自然環境を有する緑地のうち、緑に塗っていますが、①のところ、無秩序な市街地化のおそれがあるとか、あるいは保全による効果が著しいとか、こうした要件を満たす緑地につきまして、大臣が近郊緑地保全区域として指定いたします。さらに、その中で、そのような地区につきまして、都県、政令市が都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めることができるという仕掛けです。2ページをご覧くださいますと、指定の効果が書いてございます。指定しますと、大臣は保全計画をつくります。それから、行為規制ということで、知事に対する届出・勧告ができる仕掛けになっています。それから、下は特別保全地区ですが、特別保全地区については、知事の許可制がとられております。今回の指定は、上のほうの近郊緑地保全区域を定めるというものでありまして、特別地区の指定については、今後、神奈川県の方で詰めていくということになっております。

それから3ページをご覧くださいますと、現在の保全区域の現状がございます。昭和41年に制度ができていまして、昭和40年代に積極的に指定がされており、現在、首都圏で18区域、1万6,000ha弱が指定されています。この詳細については、資料4-3に付けておりますので、後ほどご覧いただければと思います。40年代にバタバタと指定をしていったわけですが、一段落いたしまして、昭和48年を最後に指定されておりました。今回、そういうことで約30年ぶりの指定ということになります。指定にあたりましては、3ページの下にありますように、関係の地方公共団体、関係行政機関の長にも意見を聴いたり、協議をしたりします。これらも審議会の意見聴取と並行して進めています。あと、地元の住民に対しまして、5月に地元自治体とともに説明会を開催していきまして、パブリックコメントもやっております。これについては、特段の意見は出ておりません。

それから4ページをご覧ください。当該地区の概要でございます。この場所は三浦市三崎町小網代、それから初声町三戸にまたがっている地区であります。下に写真がございますが、マリーナがあるところが小網代湾でございます。そこに浦の川という2.5kmほどの川が流れ込んでおりまして、その流域に小網代の森が形成されております。したがって、源流から中流の森、それから下流の低湿地、干潟といったような多様な自然環境が揃っている場所でございます。

5ページをご覧ください。保全区域の指定については、そのA～Dまでの4つの基準を満たす必要がございます。BとCはどちらかを満たしておればよいということでございます。

6ページであります。まず、良好な自然環境につきましては、先ほど申しましたように、森・湿地・干潟・海というような多様な自然が自然状態のままで維持されているということで、約1,300種もの動植物種が確認されております。それをプロットしたのがその下の図でございます。具体的に特徴的な動植物については、7ページ以降に写真を載せてございます。アカテガニとか、あるいはオオタカ、カワセミといった動物類も確認されております。

それから11ページをお願いいたします。2つ目の基準であります住民の健全な心身の保持・増進であります。当該地区では、小網代の森を守る会というNPOがございまして、これが2ヶ月に一度自然観察会をやっておりますし、アカテガニのビオトープ整備といったものにも取り組んでおります。それ以外にも、約10ぐらいのNPOなり、団体が活動をしております。これらの自然観察の状況等については、11ページ、12ページに掲げてございます。

それから、3つ目の要件であります、公害・災害の防止について、13ページをお願いいたします。今申し上げましたような地形でございますので、当該緑地は、水田かん養、洪水の防水という面で大きな寄与が期待されますし、微気象の調整機能みたいなものも期待されております。

最後に、Dでございますが、「市街化のおそれ」という要件でございます。本件の地域は、都市計画上市街化区域になってございます。ということで、相当周辺部分宅地化が進んでございます。区域のすぐ外まで畑あるいは住宅地の開発が来ておりますので、市街化のおそれが大きいということが言えると思います。

以上のことから、指定の基準を満たしていると考えてございます。

それから15ページをお願いいたします。最後に保全計画の概要がございます。保全計画については、15ページの上にありますような4つの項目を定めることになっております。概要だけご説明いたしますが、下の絵にございますように、小網代につきましては、自然的な特徴から、区域を大まかに3つのゾーンに分けてございまして、それぞれにふさわしい規制、あるいは施設の整備を行なうようにしてございます。

次のページにいきますと、まず最初は、湿原・河口湿地・干潟ゾーンでございます。ここにつきましては、アカテガニも住んでおりますけれども、湿地の保全が一番の重点でございますので、そのための規制とか、あるいは木道みたいな保全活動をされる施設、あるいはビオトープといった施設の整備を進めていくことを規定しております。

それから、その下にいきますと、浦の川の源流・上流域ゾーンでございます。ここは非常に生物多様性に富んだところでございますので、生物多様性の保全のための規制、あるいは散策ルートの整備などを考えております。

最後に17ページでございます。北と南にそれぞれの流域ゾーンがございます。ここは樹林地でございます。できる限りそのまま保全するというところで考えていきたいと考えております。

以上でございます。本日ご審議をいただきました後、8月を目途にこうした指定あるいは計画について告示をしたいと考えております。以上です。

○秋山会長 どうもありがとうございました。

ただいま、小網代地域の首都圏近郊緑地保全区域の指定及び保全計画についてご説明を申し上げましたけれども、これにつきまして、何かご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

○杉岡首都圏整備分科会長 会長、その前に、分科会の報告をさせていただきます。

ただいま、事務局から保全区域の指定及び保全計画について説明がございましたが、この原案につきまして、首都圏整備分科会でいろいろと審議をいたしました。その審議の内容につきまして、ご報告を申し上げたいと思います。

1点は、これは非常に貴重な地域でありまして、もっと早期に指定がされるべきであるという意見がございました。また、当該地域におきましては、環境学習等の活動が行なわれております。したがって、自然環境保護とのバランスを十分に配慮すべきであるということが小網代地区についてご意見がございました。

また、今度は小網代地区だけではございませんが、首都圏近郊緑地保全区域の制度につきまして、いろいろと議論がございました。この近郊緑地制度につきましては、あまり一般の人に知られていないんじゃないかと。もっと広報をすべきではないかという意見等がございました。また、この首都圏近郊緑地保全制度の施行によりまして、緑地がどの程度確保されたかというのを、今までの近郊緑地が18地区ございますが、そういったものについて、その保全の状況を総括すべきではないかというような意見がございました。

また、その次ですが、今後の指定にあたりましては、公募によってその候補地の意見を聴取するというような方法といったものを検討すべきであるという意見がございました。さらに、大規模緑地、70haというような大きな地区ですが、こうした大規模緑地だけではなくて、もうちょっと小規模な緑地の保全についても今後検討すべきであり、また、

その効果を実効性あらしめるために、規制の強化、この方法をもっと考える、あるいは規制のための資金が必要でございますが、買い取りとかそういう資金が必要ですが、資金確保の方策について、今後は検討をする必要があるというような近郊緑地保全制度についてご質問がございました。

首都圏整備分科会におきましては、この小網代地区の緑地保全の指定及び保全計画については、原案のとおりで異議なしという旨のとりまとめを行ないました。ここにご報告を申し上げる次第でございます。以上でございます。

○秋山会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの問題につきまして、何かご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

○中村委員 今回の部会長の報告で十分なのですが、たった一つだけ、先ほどのご報告で、昭和48年（1983年）以降、これが指定がないんですね。むしろ、それから以降、緑という問題はみんなの意識の中では大きくなっていったように思いますのに、この間指定がなかったというのは、ちょっと残念だという意見が部会の中でもございましたので、私もそう思っておりますし、これから、その20年を取り戻すということでもありませんけれども、前のことを言っても仕方ありませんから、今、緑は早急に守っていかないと危ない状況にあると思いますので、ぜひこれから先は少し積極的にやっていただきたいと思いました。

○秋山会長 どうもありがとうございました。

○国土計画局大都市圏計画課長 中村委員のご指摘は全くそのとおりだと思っております。今は、首都圏のみならず、近畿圏・地方圏につきましても、自然環境のランドデザインということで、どういう保全すべき大規模な自然環境があるのかということ、地元と一緒に調査しておりますので、そういうことも踏まえながら、今後も積極的に保全を図っていきたくて考えております。よろしく申し上げます。

○秋山会長 どうもありがとうございました。

それでは、議題（5）半島振興対策部会の設置につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○都市・地域整備局半島振興室長 都市・地域整備局地方整備課の半島振興室長でございます。議題（5）「半島振興対策部会の設置について」説明をさせていただきます。

お手元に資料5-1「国土審議会半島振興対策部会の設置について」を1枚目といたしまして、順次、資料5-2から5-6までを束ねました資料がございますので、そちらをご覧くださいと存じます。

最初に、本件の要点を申し上げさせていただきますが、本年3月に、半島振興法の延長、一部改正が行なわれております。その内容につきましては、後ほどご説明をさせていただきますと思います。この半島振興法に基づきまして、関係道府県が主務大臣の同意を得て、半島振興計画の変更を行なうこととされております。そして、主務大臣が同意をするに際しまして、国土審議会のご意見をお伺いすることとされているところでございます。23地域の半島振興計画の変更について、国土審議会におきまして、円滑かつ速やかに審議を行なっていただくことが必要になりますので、半島振興対策部会を設置していただきまして、調査審議をお願いしたいというものでございます。それでは、資料に基づきまして、

説明させていただきますが、初めに資料5-4「半島振興法延長の経緯」という資料をご覧くださいと存じます。

昭和60年、今から20年前になりますが、半島振興法が議員立法で制定をされています。その後、昭和63年に支援措置の根幹を成します規定が追加をされるなどの一部改正が行なわれておりまして、10年たちました平成7年に一度目の法期限の延長、併せて一部改正が行なわれてございます。そして、この3月でございますが、再び法期限を迎えましたところ、延長と一部改正が議員立法で行なわれたところでございます。

その改正の内容でございますが、1枚お戻りいただきまして、資料5-3をご覧くださいと存じます。下半分に「半島振興法の延長と充実」という形で整理をさせていただいておりますが、まず、法の有効期限を10年間延長いたしまして、各種支援措置を継続することといたしております。それから、目的規定を改定いたしまして、「半島地域の自立的発展」を目的に追加してございます。それから、半島振興計画に記載すべき項目といたしまして、風水害、地震、津波等の災害防除のための施設等の整備と地域間交流の促進、この2点を追加してございます。それから、国や地方公共団体の配慮すべき事項といたしまして、農林水産業の振興と、観光その他の地域間交流の促進を追加いたしますとともに、高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実につきまして拡充してございます。加えて、地方税の不均一課税時の減収補てん措置の拡充ということで、旅館業を追加してございます。

以上が、この3月に議員立法で行なわれました半島振興法の一部改正の内容でございます。

おそれいります、資料5-1にお戻りいただきたいと存じます。今般、お願いの内容でございますが、ただいまご説明申しましたように、半島振興計画につきましては、22道府県が半島振興法に基づいて、昭和61年から63年にかけて作成した計画でございます。その計画は、7年12月に一部変更がされ、現行計画の計画期間は平成7年度から概ね10年間とされておりまして、計画期間が満了しようとしているところでございます。

本年3月に法の延長がされまして、一部改正が行なわれ、計画事項も追加されましたことや、最近の半島振興対策実施地域をめぐる社会経済情勢の変化に対応する必要がございますことから、現在、関係の22道府県で計画の変更に向けて準備が進められているところでございます。

先ほど申しましたように、法におきましては、計画変更の際に、主務大臣の同意が必要とされておりますが、その同意に際しましては、国土審議会のご意見をお伺いすることとされております。全国23の地域にかかわる計画の変更につきまして、審議会において、円滑かつ速やかにご審議をいただく必要がございます。それから、計画自体は、関係道府県が主体的に個別の地域について定めるものでございますので、対象地域は限定的でございます。審議会に半島振興対策部会を設置して、調査審議をしていただきたいと思いますと考えているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、資料5-2が半島振興対策部会の設置要綱の案でございます。2の任務のところでございますが、部会は、半島振興計画に関する事項その他の半島振興に関する重要事項を調査審議し、その結果を審議会に報告するという形で案をつくらせていただいております。どうかよろしくお願いいたします。

以上で説明させていただきます。

○秋山会長 どうもありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご意見、ご質問がございましたら、よろしく願いいたします。

特にご意見がないようでございますから、議題（５）につきましては、以上とさせていただきます。

本日、ご審議願う議題は以上でございます。冒頭にご説明申しましたように、本日の会議は、国会等の状況等によりまして、審議会の成立に必要な定足数を満たしておりませんので、本日の会議は懇談会として取り扱わせていただきます。そこで、本日議決をいただく予定でございました議題（３）、議題（４）、議題（５）の取扱いにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○国土計画局総務課長 説明させていただきます。本日の議題（３）新しい国土形成計画の策定につきまして部会を設置して、計画部会、圏域部会、２つの部会を設置して進めるという点、議題（４）神奈川県三浦市小網代地区における首都圏近郊緑地保全区域の指定、さらに議題（５）の半島振興の部会の設置、以上の３点の議題でございますが、いずれも早急に実施を進めてまいりたいということで、早急な議決をお願いしたいと考えておりますが、諸般の事情等を考慮しますと、国土審議会を早急に開催することは難しいかと思われまますので、国土審議会運営規則第３条に、このような場合に書面による議決をすることができるかと定められております。

以上のようなことから、書面議決をお願いをしたいと考えております。

○秋山会長 ただいま、事務局からご説明いたしましたように、議題（３）、議題（４）、議題（５）につきましては、書面による記述を行いたいと思います。

早速でございますが、本日ご出席の委員の皆様におかれましては、この場で書面によりご回答をいただきたいと思っておりますので、これから配付いたします用紙に、各議案の賛否についてご回答を記入していただきたいと思っております。お手数で申しわけありませんが、お願いいたします。

○国土計画局総務課長 大変恐縮でございます。なお、本日ご欠席の委員の皆様には、本日の配付資料、それから議事の概要につきましては、概要を送付もしくは持参をさせていただきます。書面による議決の賛否についてお伺いをさせていただきたい。その結果につきましても、皆様のほうに報告を改めて申し上げたいと思っております。

○矢田委員 単純な質問ですが、衆議院議員を含めてのこれはどういう扱いになるのでしょうか。衆議院議員はお名前はありませんが、それは説明を要するのでわかりますが、取扱いはどうなるのですか。

○国土計画局総務課長 本件につきましては、実は人事等のほうと参照させていただきましたら、解散と同時に失職となりますので、衆議院議員としての失職ということになりますから、委員としての身分を失うということになります。もちろん内容についてはご説明をいたしますが、今回の議決については、議決権を行使することはないという形の扱いとなります。

○矢田委員 要するに、名簿から外すということですね。

○国土計画局総務課長 はい。

○秋山会長 大変ややこしくて申しわけございません。

○国土計画局総務課長 記入がお済みになりましたら、恐縮でございますが、お配りした封筒に入れて、その場にお置きいただければと思います。

○秋山会長 それでは、長時間にわたりまして、ご議論いただきまして、誠にありがとうございました。

本日の会議は、以上をもちまして、閉会とさせていただきます。

○国土計画局長 それでは、私から御礼を申し上げたいと思います。

今、大変イレギュラーな手続までしていただきまして、大変申しわけございません。

ご案内のとおり、法律の枠組みはできたのでありますが、いわばその具体的な運用等も含めてどうしたらいいかというのは、これから関係の公共団体、あるいは皆様といろいろなご議論を踏まえながら、いろいろ決めていかなければいけないということもありまして、いわば走りながら考えるという状態だと思っております。

今までの計画とは全く意味合いの違う計画になるだろうということでもありますけれども、これは具体的にどういうものなのかという大変難しい課題だと思っております。しかし、せつかく法律を変えて、新しい計画をつくる形にさせていただいたわけでありますので、従来の計画との連続性ということができるようになるのかといいますと、もちろん最終的にそれは配慮しなくてはいけないことだと思いますが、基本的には、ゼロベースできちっと考えていくと。それから先のことは調整していくと、そういう姿勢で進めていきたいと思っております。同時に、計画の実効性が大きく問われることになると思います。官邸の強力なリーダーシップとか、そういうものがなければできないということも当然ありますので、どうしたら具体的に実効のあるものが打ち出せるかということは私どもの大きな課題だと思っておりますし、先生方のご議論の中でも、ぜひそういうことについてのご示唆をいただければと思います。

きょうは、計画部会と圏域部会の設定ということで、その議論をさせていただくということでございますが、本審議会におきましても、できるだけ多くの議論をしていただく機会をつくっていききたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

○秋山会長 どうもありがとうございました。

○国土計画局総務課長 それでは、以上をもちまして、国土審議会を終了させていただきます。本当にきょうはありがとうございました。

閉 会